

郡山市歴史情報博物館条例施行規則をここに公布する。

令和6年12月25日

郡山市長 品川 萬里

郡山市規則第55号

郡山市歴史情報博物館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市歴史情報博物館条例（令和6年郡山市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(開館時間)

第3条 郡山市歴史情報博物館（以下「博物館」という。）の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その翌日とする。）

(2) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日

(3) 館内整理日（毎月最終金曜日。ただし、その日が祝日に当たるときは、その前日とする。）

(観覧券の交付)

第5条 市長は、常設展観覧料を納入した者に対して郡山市歴史情報博物館常設展観覧券（第1号様式）を、企画展観覧料を納入した者に対してそのつど定める郡山市歴史情報博物館企画展観覧券を交付する。

(観覧料等の返還)

第6条 条例第5条ただし書の規定により返還する観覧料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第5条第1号に規定する場合 当該観覧料等の全額

(2) 条例第5条第2号に規定する場合 当該観覧料等のうち市長が認める額

2 前項に規定する観覧料等の返還を受けようとする者は、郡山市歴史情報博物館観覧料等返還請求書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(観覧料等の免除)

第7条 条例第6条の規定により免除することができる観覧料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第6条第1号に規定する場合 当該観覧料等の全額

(2) 条例第6条第2号に規定する場合 当該観覧料等のうち市長が認める額

2 前項の規定により観覧料等の免除を受けようとする者は、あらかじめ郡山市歴史情報博物館観覧料等免除申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に基づき、観覧料等の免除を決定したときは、郡山市歴史情報博物館観覧料等免除決定通知書（第4号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

（特別利用の許可）

第8条 条例第8条第1項の規定による特別利用の許可を受けようとする者は、郡山市歴史情報博物館資料特別利用許可申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、特別利用を許可したときは郡山市歴史情報博物館資料特別利用許可決定通知書（第6号様式。以下「許可決定通知書」という。）を、許可しないときは郡山市歴史情報博物館資料特別利用不許可決定通知書（第7号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

（博物館資料の貸出し）

第9条 市長は、他の博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館をいう。）、指定施設（博物館法第31条第2項に規定する指定施設をいう。）、公文書館（公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する公文書館をいう。）その他これらに類する施設が、展示、研究その他市長が必要と認める用に供するため、条例第8条第1項の規定により博物館資料（借用したものを除く。以下この条において同じ。）を利用しようとする場合は、貸出しによる特別利用を許可することができる。

2 貸出しによる特別利用の許可を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、郡山市歴史情報博物館資料貸出申請書（第8号様式）を市長に提出し、郡山市歴史情報博物館資料貸出許可決定通知書（第9号様式。以下「貸出許可決定通知書」という。）の交付を受けなければならない。

3 貸出しによる特別利用の許可を受けた者は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。

4 博物館資料の貸出期間は、60日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（特別利用許可の変更手続）

第10条 条例第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、郡山市歴史情報博物館特別利用許可変更申請書（第10号様式）に許可決定通知書又は貸出許可決定通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、変更を許可したときは郡山市歴史情報博物館資料特別利用変更許可決定通知書（第11号様式）を、許可をしないときは郡山市歴史情報博物館資料特別利用変更不許可決定通知書（第12号様式）を利用者に交付するものとする。

（特別利用の取りやめ）

第11条 利用者は、許可を受けた特別利用を取りやめるときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(特別利用許可の取消し)

第12条 条例第10条に規定する特別利用の許可の取消しは、郡山市歴史情報博物館資料特別利用許可取消通知書（第13号様式）により行うものとする。

(送付に要する費用の納付方法)

第13条 条例第12条第5項に規定する送付に要する費用を納付する方法は、郵便切手で納付する方法又は郵便料金に相当する額を納付する方法とする。

(寄託)

第14条 博物館は、博物館資料及び特定歴史公文書等の寄託を受けることができる。

(遵守事項)

第15条 博物館の入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備、博物館資料等を汚損、損傷若しくは滅失又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込まないこと。
- (4) 公益を害し、又は善良な風俗を乱さないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年3月15日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

No.	No.
郡山市歴史情報博物館 常設展観覧券 (観覧者の区分)	郡山市歴史情報博物館 常設展観覧券 (観覧者の区分)
(金額)	(金額)
年 月 日	
郡山市	

(切り取り)

備考 寸法、デザイン等については、そのつど定める。

第2号様式（第6条関係）

郡山市歴史情報博物館観覧料等返還請求書

年 月 日				
郡山市長				
請求者 所在地又は住所 名称及び代表者 氏 名 電 話 番 号				
郡山市歴史情報博物館条例第5条ただし書の規定により、次のとおり観覧料等の返還を請求します。				
返 還 請 求 の 理 由				
観 覧 等 の 年 月 日 ・ 許 可 番 号	年 月 日	許 可 番 号		
区 分	常設展観覧料		企画展観覧料	
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	人	円	人	円
一 般				
計				
口座振替先	支店 預金		口座 名義	
			口座 番号	
既 納 額	円		返 還 額	円

備考

- 1 太枠内に必要事項を記入してください。
- 2 既納の観覧料等の領収書を添付してください。
- 3 代表者氏名又は氏名は、自署又は記名押印してください。

郡山市歴史情報博物館観覧料等免除申請書

年      月      日					
郡山市長					
請求者 所在地又は住所 名称及び代表者 氏                      名 電 話 番 号					
郡山市歴史情報博物館条例第6条の規定により、次のとおり観覧料等の免除を申請します。					
免除申請の理由					
	年      月      日	時から	年      月      日	時から	時まで
	年      月      日	時まで	年      月      日	時まで	時まで
区              分	常設展観覧料		企画展観覧料		
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	人	円	人	円	円
一              般					
計					
観覧料等の額	円	免 除 額	円	納 入 額	円

備考 太枠内に必要事項を記入してください。

郡山市歴史情報博物館観覧料等免除決定通知書

様	第 号 年 月 日
郡山市長 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
郡山市歴史情報博物館条例第6条の規定により、次のとおり観覧料等の免除を決定したので通知します。	

		年	月	日	時から		
		年	月	日	時まで		
区 分	常設展観覧料			企画展観覧料			
	人	円		人	円		
高校生、大学生及びこれらに準ずる者							
一 般							
計							
観覧料等の額	円	免 除 額	円	納 入 額	円		

備考

- 1 施設、設備、博物館資料等を汚損し、損傷し、若しくは滅失する又はこれらのおそれのある行為をしないでください。
- 2 所定の場所以外で飲食をしないでください。
- 3 他人に危害又は迷惑をおよぼすおそれのある物品又は動物を持ち込まないでください。
- 4 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれのある行為はしないでください。
- 5 その他職員の指示に従ってください。



郡山市歴史情報博物館資料特別利用許可決定通知書

様	第 号 年 月 日		
郡山市長 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>			
郡山市歴史情報博物館条例第8条第1項の規定により、次のとおり博物館資料の特別利用を許可したので通知します。			
1 利用資料	資料名	点数	備考
	(資料番号 )		
2 利用区分	熟覧・模写・模造・撮影・その他 ( )		
3 利用期間	年 月 日 年 月 日	午前・午後 午前・午後	時 分 時 分 から まで
4 利用場所			
5 利用目的			
6 許可条件			

備考

- 1 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守すること。
  - (1) 善良なる管理者の注意をもって利用すること。
  - (2) 施設、設備、博物館資料等の汚損、損傷又は滅失に注意すること。故意又は過失により、施設、設備、博物館資料等を汚損、損傷又は滅失したときは、その修理又は補充に要する費用を負担すること。
  - (3) 利用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けること。
  - (4) 利用期間を遵守すること。（利用期間には準備及び撤去の時間を含む。）
  - (5) 他の利用者の迷惑とならないように配慮すること。
  - (6) 利用者は、申請事項以外の目的又は内容に博物館資料を使用しないこと。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去すること
  - (7) その他、利用に際しては博物館職員の指示に従うこと。
- 2 この許可書は、博物館資料の特別利用を行うときに博物館職員に提示すること。
- 3 博物館資料の利用により作成した出版物、印刷物等については2部送付すること。

## 教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式（第8条関係）

郡山市歴史情報博物館資料特別利用不許可決定通知書

様	第 号 年 月 日		
郡山市長 <span style="float: right;">印</span>			
郡山市歴史情報博物館条例第9条の規定により、次のとおり博物館資料の特別利用を不許可と決定したので通知します。			
	資 料 名	点 数	備 考
1 決 定 資 料	(資料番号 )		
2 区 分	熟覧・模写・模造・撮影・その他 ( )		
3 不許可の理由			

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

郡山市歴史情報博物館資料貸出申請書

		年	月	日
<p>郡山市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地又は住所 名称及び代表者 氏 名 電 話 番 号</p> <p>郡山市歴史情報博物館条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり博物館資料を借用したいので申請します。</p>				
1 借用資料	資 料 名  (資料番号 )	点 数	備 考	
2 借用の目的				
3 借用期間	年 月 日から	年 月 日まで		
4 利用場所				
5 利用方法				
6 輸送方法				
7 資料取扱責任者 所属・氏名				
8 施設種別	<input type="checkbox"/> 博物館法第2条第1項に規定する施設 <input type="checkbox"/> 博物館法第31条第2項に規定する施設 <input type="checkbox"/> その他の施設			

備考

- 1 については、該当するものにを記入してください。
- 2 以下の書類を添付してください。
  - (1) 事業概要を明らかにする書類（事業計画書、博物館資料の利用態様及び保護の方法（会場図面、警備計画等）、入場料、他の後援等団体等）
  - (2) 事業の収支予算書（任意様式）
  - (3) 主催者の概要（施設概要、活動状況等、定款及び役員名簿）

郡山市歴史情報博物館資料貸出許可決定通知書

様	第 号 年 月 日		
郡山市長	印		
郡山市歴史情報博物館条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり博物館資料の貸出しを許可したので通知します。			
1 貸出資料	資料名	点数	備考
	(資料番号 )		
2 利用目的			
3 貸出期間	年 月 日から	年 月 日まで	
4 利用場所			
5 利用方法			
6 輸送方法			
7 貸出条件			

備考

- 1 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守すること。
  - (1) 善良なる管理者の注意をもって利用すること。
  - (2) 施設、設備、博物館資料等の汚損、損傷又は滅失に注意すること。故意又は過失により、施設、設備、博物館資料等を汚損、損傷又は滅失したときは、その修理又は補充に要する費用を負担すること。
  - (3) 利用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けること。
  - (4) 利用者は、申請事項以外の目的、内容に博物館資料を使用しないこと。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去すること。
  - (5) その他、利用に際しては博物館職員の指示に従うこと。
- 2 この許可書は、貸出しを受けるときに博物館職員に提示すること。
- 3 博物館資料の利用により作成した出版物、印刷物等については2部送付すること。

## 教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

郡山市歴史情報博物館資料特別利用許可変更申請書

年 月 日		
郡山市長		
申請者 所在地又は住所 名称及び代表者 氏 名 電 話 番 号		
郡山市歴史情報博物館条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり博物館資料の特別利用の許可を受けた内容を変更したいので申請します。		
1 変 更 内 容	変更前	変更後
2 変 更 理 由		

備考 交付済みの郡山市歴史情報博物館資料特別利用許可決定通知書又は郡山市歴史情報博物館資料貸出許可書の写しを添付してください。

郡山市歴史情報博物館資料特別利用変更許可決定通知書

様		第 号 年 月 日		
郡山市長		印		
郡山市歴史情報博物館条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり博物館資料の特別利用の変更を許可したので通知します。				
変更後の内容	1 利用資料	資料名	点数	備考
		(資料番号 )		
	2 利用区分	熟覧・模写・模造・撮影・貸出し・その他 ( )		
	3 利用期間	年 月 日 年 月 日	午前・午後 午前・午後	時 分 時 分
	4 利用場所			
5 利用目的				
6 変更理由				
7 変更内容	変更前	変更後		
8 許可条件				

備考

- 1 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守すること。
  - (1) 善良なる管理者の注意をもって利用すること。
  - (2) 施設、設備、博物館資料等の汚損、損傷又は滅失に注意すること。故意又は過失により、施設、設備、博物館資料等を汚損、損傷又は滅失したときは、その修理又は補充に要する費用を負担すること。
  - (3) 利用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けること。
  - (4) 利用期間を遵守すること。（利用期間には準備及び撤去の時間を含む。）
  - (5) 他の利用者の迷惑とならないように配慮すること。
  - (6) 利用者は、申請事項以外の目的、内容に博物館資料を使用しないこと。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去すること。
  - (7) その他、利用に際しては博物館職員の指示に従うこと。
- 2 博物館資料の利用により作成した出版物、印刷物等については 2 部送付すること。

## 教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

郡山市歴史情報博物館資料特別利用変更不許可決定通知書

第 号	
年 月 日	
様	
郡山市長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けで申請のありました の変更について、不許可と決定したので通知します。	
不 許 可 理 由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

郡山市歴史情報博物館資料特別利用許可取消通知書

第 号 年 月 日	
様	
郡山市長 <span style="float: right;">印</span>	
郡山市歴史情報博物館条例第 10 条の規定により、次のとおり博物館資料の特別利用を取り消したので通知します。	
許可年月日	年 月 日
	許可番号
	第 号
許可した内容	資料名
	点 数
	備 考
	1 利用資料
	(資料番号 )
	2 利用区分
熟覧・模写・模造・撮影・貸出し・その他 ( )	
3 利用期間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
4 利用場所	
5 利用目的	
6 取消し理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。